

災害時等における業務継続の取組の強化等

1. 災害時等における業務継続の取組の強化等の概況
2. 令和6年度介護報酬改定の内容
3. 関連する各種意見・サービス提供等の状況
4. 現状と課題及び論点

- 
- 1. 災害時等における業務継続の取組の強化等の概況
 - 2. 令和6年度介護報酬改定の内容
 - 3. 関連する各種意見・サービス提供等の状況
 - 4. 現状と課題及び論点

介護施設・事業所における業務継続に向けた取組の強化

- 令和3年度介護報酬改定において、災害や感染症が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、全ての介護サービス事業者を対象に、BCP（業務継続計画）の策定、研修・訓練（シミュレーション）の実施等を義務づけ（3年間の経過措置期間を経て令和6年4月から義務化）。
- 令和6年度介護報酬改定ではBCP策定の徹底を求める観点から、未策定の場合の減算を導入（一部サービスを除く）。
- 国においては、ガイドラインの作成やBCP策定・災害発生時の対応等に関する研修の支援を通じて事業者を支援。

（参考）介護施設・事業所における業務継続計画（BCP）ガイドラインについて

- 介護サービスは、利用者の方々やその家族の生活に欠かせないものであり、自然災害や感染症が発生した場合であっても、安定的・継続的に必要なサービスが提供されることが重要。
- 必要なサービスを安定的・継続的に提供するとともに、仮に一時中断した場合であっても早期の業務再開を図るためには、業務継続計画（**Business Continuity Plan**）の策定が重要であり、その策定を支援するため、介護施設・事業所における業務継続計画ガイドライン等を作成（R2.12公表、R6.3改訂）。令和8年度中に所要の改訂を実施予定。

介護施設・事業所における感染症発生時の業務継続ガイドライン

❖ ポイント

- ✓ 各施設・事業所において、新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応や、それらを踏まえて平時から準備・検討しておくべきことを、サービス類型に応じた業務継続ガイドラインとして整理。
- ✓ ガイドラインを参考に、各施設・事業所において具体的な対応を検討し、それらの内容を記載することでBCPが作成できるよう、参考となる「ひな形」を用意。

❖ 主な内容

- ・ BCPとは ・ 新型コロナウイルス感染症BCPとは（自然災害BCPとの違い）
- ・ 介護サービス事業者求められる役割 ・ BCP作成のポイント
- ・ 新型コロナウイルス感染（疑い）者発生時の対応等（入所系・通所系・訪問系） 等

介護施設・事業所における
感染症発生時の
業務継続ガイドライン

厚生労働省老健局
令和6年3月

介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン

❖ ポイント

- ✓ 各施設・事業所において、自然災害に備え、介護サービスの業務継続のために平時から準備・検討しておくべきことや発生時の対応について、サービス類型に応じた業務継続ガイドラインとして整理。
- ✓ ガイドラインを参考に、各施設・事業所において具体的な対応を検討し、それらの内容を記載することでBCPが作成できるよう、参考となる「ひな形」を用意。

❖ 主な内容

- ・ BCPとは ・ 防災計画と自然災害BCPの違い
- ・ 介護サービス事業者求められる役割 ・ BCP作成のポイント
- ・ 自然災害発生時に備えた対応、発生時の対応（各サービス共通事項、通所固有、訪問固有、居宅介護支援固有事項） 等

介護施設・事業所における
自然災害発生時の
業務継続ガイドライン

厚生労働省老健局
令和6年3月

業務継続計画（BCP）と各種防災計画の違い

- 業務継続計画（BCP）では、各種防災計画の「身体・生命の安全確保」と「物的被害の軽減」の目的に加えて、災害発生時に、「優先的に継続・復旧すべき重要業務の継続」や「早期復旧」を行うことを目的としており、これらの計画は共通する部分もあり密接な関係にある。

（注）自然災害発生時のBCPと各種防災計画は、各計画の項目を網羅することなどにより、一体的な作成が可能。

計画	消防計画	避難確保計画	非常災害対策計画	業務継続計画(BCP)
	災害リスクを把握し、災害時の避難等を訓練する			各種防災計画の避難後に業務を継続する
主な目的	●身体、生命の安全確保 ●物的被害の軽減			●身体、生命の安全確保に加え、優先的に継続、復旧すべき重要業務の継続または早期復旧
考慮すべき事象	●拠点がある地域で発生することが想定される災害			●自社の事業中断の原因となり得るあらゆる発生事象
根拠	●消防法	●水防法 ●土砂災害警戒区域等における土砂災害防止 対策の推進に関する法律 ●津波防災地域づくりに関する法律	●指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等（省令）	●指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等（省令）
対象施設等	●多数の者が出入し、勤務し、又は居住する防火対象物	●浸水想定区域、土砂災害警戒区域、津波浸水想定内に所在し、市町村が作成する地域防災計画に記載のある要配慮者利用施設（社会福祉施設等）	●入所・通所系事業所、小規模多機能型居宅介護、有料老人ホーム	●介護事業所・介護施設等
対象の災害	●火災	●風水害、土砂災害	●想定される全ての災害	●自然災害、感染症
義務	●消防計画の作成、所轄消防長への提出。 ●消火、通報、避難の訓練の実施・報告	●避難確保計画の作成、市町村への提出。 ●避難訓練の実施・報告。	●非常災害対策計画の作成。 ●避難訓練の実施（地域住民の参加に努める）。	●業務継続計画の作成。 ●研修・訓練（シミュレーション）の実施。研修・訓練は、入所:年2回以上、通所、訪問:年1回以上(感染症も含む)。

災害時における介護報酬等の柔軟な取扱い（基準緩和等）について

- 災害時においては、介護事業所等が被災したことにより、一時的に介護報酬等における基準・要件を満たすことができなくなる場合等が想定され、この場合において、当該基準・要件について、柔軟な取扱いを可能としている。

<介護報酬等の柔軟な取扱い（例）>

1. サービス共通の取扱い

- 職員の確保が困難となった場合や避難者・新規利用者の受入を行った等のやむを得ない事情により、一時的に人員基準や報酬上の加算要件等を満たせなくなる場合は、介護報酬の減額を行わない等の柔軟な取扱いが可能。
- 事業所等が被災した又は避難者の受入を行った等のやむを得ない事情により、設備基準や運営基準を満たすことができなくなった場合は、柔軟な取扱いが可能。
- 避難所や避難先の家庭等で生活している要介護者等に対して居宅サービスを提供した場合であっても、介護報酬の算定が可能。

2. 訪問介護に関する取扱い

- 訪問介護等に従事する介護職員が不足した場合、例えば、一時的に通所介護事業所の職員（介護職員初任者研修修了者）を代わり
に従事させるときに、通常求められる届出について、届出時期の猶予等の柔軟な運用が可能。

3. 通所介護等に関する取扱い

- 通所介護事業所等の浴槽等の入浴設備が使用できなくなり、入浴サービスが提供できなくなった場合であっても、利用者のニーズを確認し、清拭・部分浴など、入浴介助に準ずるサービスを提供していると認められるときは、入浴介助加算の算定が可能。

4. 居宅介護支援に関する取扱い

- 職員の確保が困難となった場合等の事情により、介護支援専門員がやむを得ず一時的に45件以上の利用者を担当することになった場合においては、45件以上の部分について、居宅介護支援費の減額を行わないことが可能。

5. 介護老人福祉施設等に関する取扱い

- 避難者を受け入れて入所させた施設において、ユニット型個室として利用していた部屋を多床室として利用した場合、これまで提供してきたユニットケアを継続して提供していると判断できるときは、これまでの利用者の了解を得た上で、利用者・避難者の双方について、ユニット型個室の区分により請求が可能。

（注）柔軟な取扱いは、利用者の処遇に配慮すること等を前提にした当面の間の措置としている。

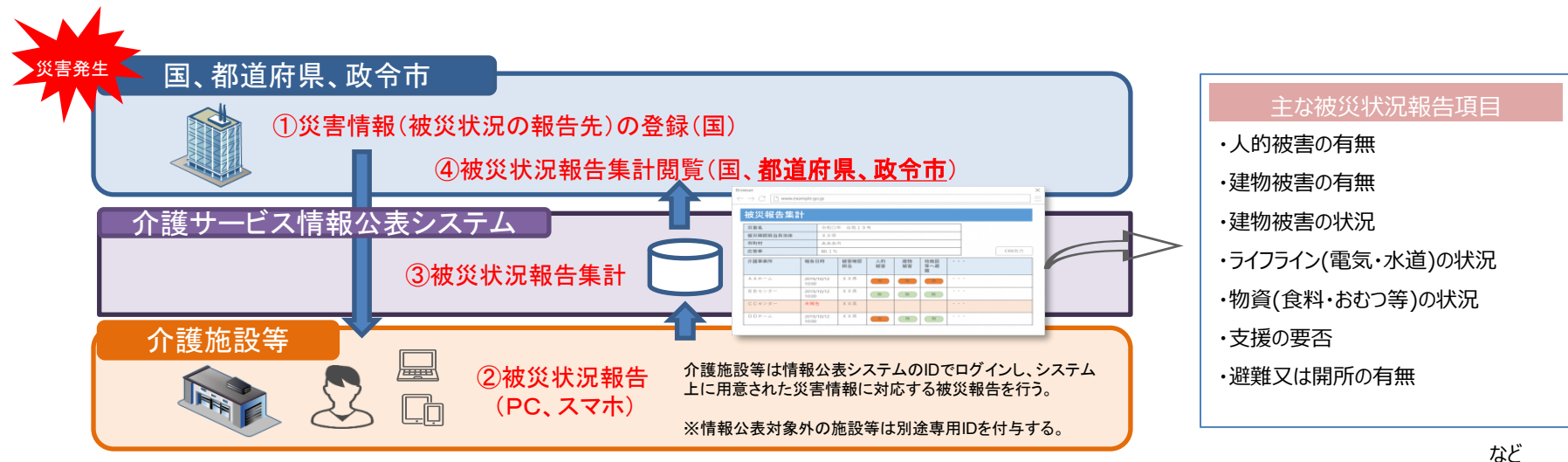
災害時情報共有システムの概要

- 災害時における介護施設・事業所等の被害状況を国・自治体が迅速に把握・共有し、被災した介護施設・事業所への適切な支援につなげるため「災害時情報共有システム」を構築（令和3年度から介護サービス情報公表システムのサブシステムとして運用開始）。

■対象施設 入所施設、居住系サービス事業所

- (1) 老人短期入所施設 (2) 養護老人ホーム (3) 特別養護老人ホーム (4) 軽費老人ホーム (5) 認知症高齢者グループホーム
(6) 生活支援ハウス (7) 介護老人保健施設 (8) 介護医療院 (9) 小規模多機能型居宅介護事業所
(10) 看護小規模多機能型居宅介護看護事業所 (11) 有料老人ホーム (12) サービス付き高齢者向け住宅

■実施主体 国（民間事業者へ委託）



■システムの活用状況について（令和7年度災害の例）

（※）入力率 = 1回以上回答した事業所数 / 全事業所数（令和7年9月19日時点）

システム上の災害名	被災確認担当都道府県	入力率（※）
令和7年8月6日から大雨	青森県ほか39都府県（全40都府県）	1.8%
令和7年台風12号	宮崎県、鹿児島県（全2県）	5.6%
9月3日からの前線と熱帯低気圧による大雨	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、静岡県、宮崎県、鹿児島県（全15都県）	2.5%

→ 令和8年熊本地震（7月28日発災）における熊本県内の入力率は、61.7%（令和8年8月1日時点）

対応課題: (4) 災害時における事業継続性確保を始めとした官民連携強化

概要: 近年頻発する地震や豪雨等の災害に伴い発生する停電・土砂災害・浸水災害を踏まえ、次の4つの緊急対策を実施する。

- ① 社会福祉施設等の耐震化
- ② 安全性に問題のあるブロック塀等の改修
- ③ 社会福祉施設等における水害対策のための施設改修等
- ④ 非常用自家発電設備の整備

施策の目標・実施内容等

◆施策の目標:

- ① 地震発生による建物倒壊等での人的被害を防ぐ
- ② 地震発生によるブロック塀等の倒壊等での人的被害を防ぐ
- ③ 水害対策のための施設改修等を推進することで、被害を最小限に抑える
- ④ 停電時においてもライフラインの確保を可能とする

<KPI・目標>

KPI・指標	現況	計画 期間 目標	将来 目標
廃止予定の施設等を除く全ての社会福祉施設等(全国約22万施設)の耐震化率	99.47% (R2)	99.71% (R12)	100% (R52)
廃止予定の施設等を除く全ての社会福祉施設等(全国約22万施設)のうち、倒壊の恐れのあるブロック塀の改修が必要とされる施設(全国約500施設)の対策完了率	20% (R4)	53% (R12)	100% (R52)
廃止予定の施設等を除く全ての社会福祉施設等(全国約22万施設)のうち、洪水、内水、高潮または津波による浸水が想定される区域内にある等、水害対策(止水板設置、浸水深以上の階への避難手段確保等)が必要とされる施設(全国約4,200施設)の対策完了率	4% (R4)	24% (R12)	100% (R37)
廃止予定の施設等を除く全ての社会福祉施設等(全国約22万施設)のうち、大規模地震時にも対応可能な非常用自家発電設備(3日分の電力確保)の強化が必要とされる施設(全国約7,600施設)の対策完了率	12% (R4)	49% (R12)	100% (R20)

①耐震化整備



※柱や梁を増やし、基礎及び外観を補強

②ブロック塀等改修整備



③水害対策強化



※垂直避難が可能となるよう2階に避難スペースを確保

④非常用自家発電整備



◆実施主体: 都道府県/市区町村

令和8年度当初予算額 12億円（12億円） ※（）内は前年度当初予算額 令和7年度補正予算額 83億円（国土強靱化分62億円、大規模修繕等分21億円）

1 事業の目的

- 高齢者施設等の防災・減災対策を推進するため、都道府県や市町村が作成する整備計画に基づく、施設及び設備等の整備事業について支援し、利用者の安全・安心を確保する。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

※ 既存ストックの有効活用の観点から、中長期的な修繕計画の作成を求める

① 既存の小規模高齢者施設等のスプリンクラー設備等整備事業

広域型
小規模

- 高齢者施設等については、火災発生時に自力で避難することが困難な方が多く入所しているため、消防法令の改正に伴い、新たにスプリンクラー設備等の整備が必要となる施設に対して、その設置を支援

② 認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業

小規模

- 施設の老朽化に伴う大規模修繕を支援
- 耐震化改修、水害対策に伴う改修等、非常用自家発電設備の整備を支援

③ 社会福祉連携推進法人等に係る高齢者施設等の大規模修繕等支援事業 国土強靱化対策と一体的に行う大規模修繕等支援事業

広域型

- 社会福祉連携推進法人等の老朽化した広域型施設の大規模修繕等を支援
- 国土強靱化対策と一体的に行う老朽化した広域型施設の大規模修繕等を支援（R7補正：新規）

④ 高齢者施設等の非常用自家発電設備・給水設備整備事業・水害対策強化事業

広域型
小規模※

- 災害による停電・断水時にも、施設機能を維持するための電力や水の確保を自力でできるよう、
 - ・ 非常用自家発電設備（燃料タンクを含む）の整備や水害対策に伴う改修等を支援
 - ・ 給水設備（受水槽・地下水利用給水設備）の整備を支援（※広域型施設・小規模施設も対象）

⑤ 高齢者施設等のブロック塀等改修整備事業・換気設備整備事業

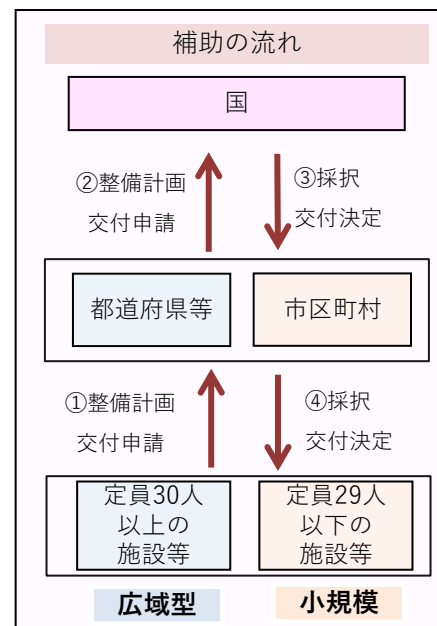
広域型
小規模

- 災害によるブロック塀の倒壊事故等を防ぐため、安全上対策が必要なブロック塀等の改修を支援
- 感染リスクの低減のため、換気設備の設置等を支援

令和8年度補助基準単価の見直し

近年の建設コストの高騰等を踏まえ、補助基準単価の上限額について、値域医療介護総合確保基金の配分基礎単価の見直しと同様に、
+7.7%相当の引上げを行う。

＜実施主体等＞



令和8年度当初予算額 国費：201億円（252億円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 2040年に向けて人口減少、85歳以上の医療・介護ニーズを抱える者や認知症高齢者、独居高齢者等の増加が見込まれる中、地域包括ケアシステムを深化させるため、都道府県計画に基づき、地域ごとのサービス需要の変化に応じて地域密着型サービス等の介護サービス提供体制の整備を促進するための支援を行う。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

- 地域医療介護総合確保基金を活用し、都道府県計画に基づき実施する事業を支援

1. 地域密着型サービス等の整備等を支援する事業

- ① 地域密着型サービス事業所や小規模な介護施設等※を整備等する事業
※ 平成18年度の三位一体改革において、定員30人以上の広域型介護施設等の整備に係る経費は税源移譲（一般財源化）しており、各都道府県が支援を実施。
※ 対象施設を合築・併設する場合は補助単価を5%加算、空き家を活用した地域密着型サービス事業所等の整備も対象
- ② 介護離職ゼロ対象施設等を1施設整備する際に、併せて広域型施設1施設の大規模修繕・耐震化を行う事業
- ③ 災害レッドゾーン・イエローゾーンの老朽化した広域型介護施設等の移転改築（災害イエローゾーンにおいては現地建替を含む）事業
- ④ 大都市において介護施設等の改築・大規模修繕等の工事中の代替施設を整備する事業
- ⑤ 都市部において地域密着型サービス事業所を広域型施設に転換するための整備を行う事業
- ⑥ 過疎地域等において広域型施設等のダウンサイジングや小規模な介護施設等に転換するための整備を行う事業
- ⑦ 都市部・過疎地域等において介護施設等の統合や集約等を行う事業 ※都市部においては補助単価を5%加算

2. 介護施設等の円滑な開設・安定的な運営を支援する事業

- ① 介護施設等の開設準備経費を支援する事業
※ 介護施設等（定員30人以上の広域型施設を含む）の開設に必要な初度経費を支援
※ 開設には改築による再開時、増床、訪問看護ステーションの大規模化やサテライト事業所の設置、一定の条件を満たす場合の災害復旧時を含む
- ② 用地確保のための定期借地権の設定の際の一時金を支援する事業 ※一定の条件を満たす場合、普通借地権も可
- ③ 土地所有者と介護施設等を運営する法人等のマッチングを行う事業
- ④ 介護施設等の大規模修繕に併せて行う介護ロボット・ICTの導入を支援する事業
- ⑤ 介護職員用の宿舎や施設内保育施設を整備する事業

3. 介護施設等の利用者の生活環境等の向上に資する事業

- ① 特別養護老人ホーム（併設されるショートステイ含む）における多床室のプライバシー保護のための改修を行う事業
- ② 介護施設のユニット化のための改修を行う事業
- ③ 介護施設等において看取り・家族等の宿泊のための個室の確保を目的として改修を行う事業
- ④ 共生型サービスの促進のため、介護事業所において障害児・者を受け入れるために必要な改修・設備整備を行う事業
- ⑤ 介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策を行う事業

注）介護施設等の所在地が、特別豪雪地帯又は奄美群島・離島・小笠原諸島の場合、補助単価を8%加算。

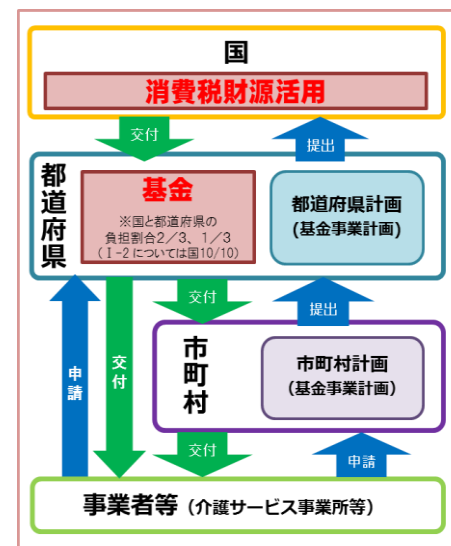
令和8年度配分基礎単価の見直し

近年の建設コストの高騰等を踏まえ、配分基礎単価の上限額について、**+7.7%相当の引上げ**を行う。

（参考）過去3年の引き上げ率

R 5	R 6	R 7
+8.9%	+8.1%	+4.7%

<実施主体等>



※災害対策基本法、災害救助法、水道法、大規模災害復興法、大規模地震対策法、内閣府設置法

趣 旨

令和6年能登半島地震の教訓等を踏まえ、災害対策の強化を図るため、国による支援体制の強化、福祉的支援等の充実、広域避難の円滑化、ボランティア団体との連携、防災DX・備蓄の推進、インフラ復旧・復興の迅速化等について、以下の措置を講ずる。

改正内容

①国による災害対応の強化

- 1) 国による地方公共団体に対する支援体制の強化 ★災害対策基本法
- 2) 司令塔として内閣府に「防災監」を設置 ★内閣府設置法

- 国は、地方公共団体に対する応援組織体制を整備・強化。
- 国は、地方公共団体からの要請を待たず、先手で支援。

②被災者支援の充実

1) 被災者に対する福祉的支援等の充実

★災害救助法、災害対策基本法

- 高齢者等の要配慮者、在宅避難者など多様な支援ニーズに対応するため、災害救助法の救助の種類に「福祉サービスの提供」を追加し、福祉関係者との連携を強化。災害対策基本法においても「福祉サービスの提供」を明記。
- 支援につなげるための被災者、避難所の状況の把握。



車中泊への対応



高齢者等への対応

2) 広域避難の円滑化 ★災害対策基本法

- 広域避難における、避難元及び避難先市町村間の情報連携の推進。
- 広域避難者に対する情報提供の充実。
- 市町村が作成する被災者台帳について、都道府県による支援を明確化。

3) 「被災者援護協力団体」の登録制度の創設

- 避難所の運営支援、炊き出し、被災家屋の片付け等の被災者援護に協力するNPO・ボランティア団体等について、国の登録制度を創設。
- 登録被災者援護協力団体は、市町村から、被災者等の情報の提供を受けることができる。
- 都道府県は、災害救助法が適用された場合、登録団体を救助業務に協力させることができ、この場合において実費を支弁。
- 国は、必要な場合、登録団体に協力を求めることができる。国民のボランティア活動の参加を促進。



炊き出し



被災家屋の片付け

4) 防災DX・備蓄の推進 ★災害対策基本法

- 被災者支援等に当たって、デジタル技術の活用。
- 地方公共団体は、年一回、備蓄状況を公表。

③インフラ復旧・復興の迅速化

1) 水道復旧の迅速化 ★水道法

- 日本下水道事業団の業務として、地方公共団体との協定に基づく水道復旧工事を追加。また、水道事業者による水道本管復旧のための土地の立入り等を可能とする。



水道の復旧
(被災した浄水場)

2) 宅地の耐震化(液状化対策)の推進 ★災害対策基本法

3) まちの復興拠点整備のための都市計画の特例

★大規模災害復興法

3.(2) 災害時に高齢者等を支える福祉支援体制の強化

令和6年能登半島地震では、福祉的支援の初動対応の遅れや、在宅避難者への支援の難しさが課題として指摘されました。

高齢者や乳幼児、障害のある方など、**支援を必要とする方に対し、災害時に迅速に福祉的支援を行う体制の強化が求められています。**



見直し内容

災害時に迅速に福祉的支援を行う体制を整えるため、制度の見直しを行います。

① DWAT（災害派遣福祉チーム）の法定化

災害時に高齢者の相談支援や避難所内での介助などを行う専門チーム（DWAT）を法律に位置付け、国がDWATチーム員を登録し、平時から研修・訓練を実施します。

② 派遣を支える仕組みの整備

DWATの派遣要請に応じて従業者が活動できるよう、勤務先に配慮義務を設けます。また、災害時に必要な個人情報を適切に活用できるよう、秘密保持義務を明確にします。

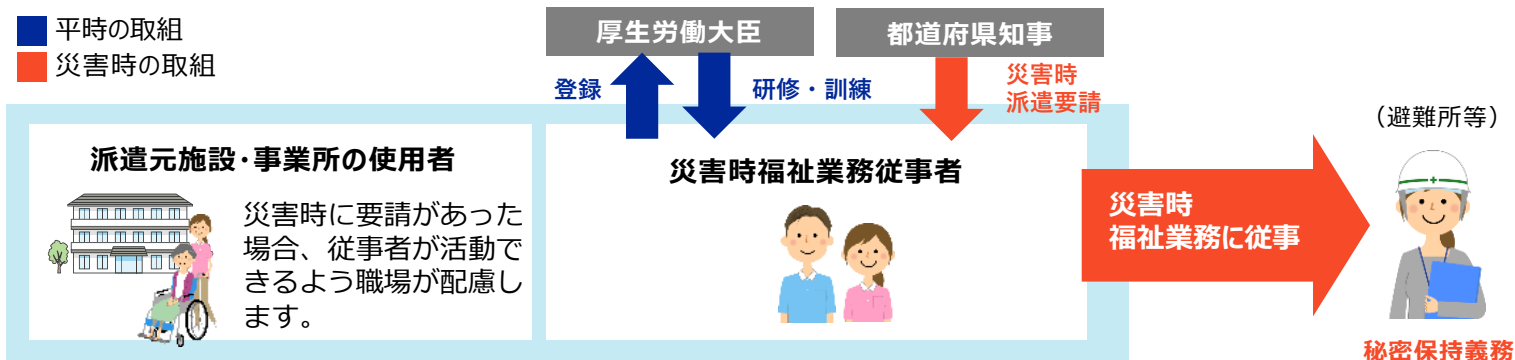
DWAT

災害時に高齢者等を支える
専門福祉チーム

DWAT（Disaster Welfare Assistance Team：災害派遣福祉チーム）

DWATの平時からの体制づくりのイメージ

福祉と防災の連携を平時から進めます。



令和 6 年能登半島地震を踏まえた災害対応の在り方について（報告書）

（令和 6 年11月中央防災会議 防災対策実行会議 令和 6 年能登半島地震を踏まえた災害対応検討ワーキンググループ）

Ⅱ．今般の災害における取組事例・課題、これらを踏まえた今後の災害対応の基本方針

2．国・地方公共団体等における災害応急対応

2－(1)．被災自治体等における対応

【現状と課題】

- ・ 災害が実際に発生した際、自治体、民間団体、住民等、それぞれの主体が的確な対応をとることができるよう、平時から実践的な訓練を実施することが重要である。
- ・ （略）

【実施すべき取組】

- ・ 自治体が、各種制度の習熟・研修や災害時の初動・応急期対応を想定した避難所開設・運営、支援物資の調達・輸送、被害認定調査や罹災証明書の発行等に関する訓練・研修の実施に努めるよう、国が推進すべきである。その際、自治体は、在宅避難者や車中泊避難者等の避難所外避難者の発生も想定し、NPO やボランティアに加え、社会福祉協議会や、福祉事業者等、地域の支援者との連携を強化するなど、地域の実情に応じた訓練の実施に努めるべきである。
- ・ （略）

3．被災者支援

3－(1)．避難所の運営体制

【現状と課題】

- ・ 障害者は、自ら避難所に行くことが困難であったり、避難所での生活が困難であったりするため、被災した自宅で支援を待っている状態であることが多く、支援物資が各家庭に配布されない状況下で孤立する場合があった。また、医療的ケアや発達障害のある子どもなどは、一般の避難所での生活は難しいとして、保護者も避難をためらう場合が多い。一方で自治体からは、甚大な被害が生じた地域において福祉避難所の運営機能を確保することは困難であったとの声もあった。今回の災害において、実際に開設された福祉避難所は、最大30か所（輪島市10か所、珠洲市2か所、七尾市3か所、羽咋市4か所、志賀町2か所、穴水町2か所、能登町7か所）であった。

【実施すべき取組】

- ・ （略）
- ・ 災害時に福祉避難所となる社会福祉施設においては、平常時から、補助金等を活用して必要な物品を購入し環境整備を進めるとともに、非常災害対策計画や業務継続計画、避難確保計画を策定し、市町村と連携した訓練や利用者の安否確認の準備等に取り組む必要がある。また、災害時の運営人員の不足に対応するため、平常時から他地域との応援協定の締結等の方策を検討すべきである。さらに、大規模災害が発生した場合は、福祉避難所が全壊して要配慮者の受入れが困難になったり、職員が被災して人的支援が不足したりする可能性があるため、県外の福祉避難所と事前に協定を締結しておくことが望ましい。

機能強化加算の見直し

機能強化加算の要件の見直し

- 外来医療における適切な役割分担を図り、専門医療機関への受診の要否の判断等を含むよりの確で質の高い診療機能を評価する趣旨を踏まえ、**機能強化加算について、新たに以下を要件とする。**
 - ・ **外来データ提出加算、在宅データ提出加算の届出**を行っていることが望ましい。
 - ・ **業務継続計画を策定し、当該計画に従い必要な措置を講じること。**また、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うこと。

(参考) 初診料・小児かかりつけ診療料 (初診時)

機能強化加算 80点

- 外来医療における適切な役割分担を図り、専門医療機関への受診の要否の判断等を含めた、よりの確で質の高い診療機能を評価する観点から、かかりつけ医機能に係る診療報酬を届け出ている医療機関において、初診時における診療機能を評価する。
(平成30年度診療報酬改定において新設)

[主な算定要件]

- ・ 外来医療における適切な役割分担を図り、専門医療機関への受診の要否の判断等を含むよりの確で質の高い診療機能を評価する観点からかかりつけ医機能を有する医療機関における初診を評価するものであり、(略) 初診料を算定する場合に、加算することができる。
- ・ 必要に応じ、患者に対して以下の対応を行うとともに、当該対応を行うことができる旨を院内及びホームページ等に掲示し、必要に応じて患者に対して説明すること。
 - (イ) 患者が受診している他の医療機関及び処方されている医薬品を把握し、必要な服薬管理を行うとともに、診療録に記載すること。なお、必要に応じ、担当医の指示を受けた看護職員等が情報の把握を行うことも可能であること。
 - (ロ) 専門医師又は専門医療機関への紹介を行うこと。
 - (ハ) 健康診断の結果等の健康管理に係る相談に応じること。
 - (ニ) 保健・福祉サービスに係る相談に応じること。
 - (ホ) 診療時間外を含む、緊急時の対応方法等に係る情報提供を行うこと。

[主な施設基準]

- ・ 診療所又は許可病床数が200床未満の病院であること。
- ・ 適切な受診につながるような助言及び指導を行うこと等、質の高い診療機能を有する体制が整備されていること。
- ・ 次のいずれかにおける届出を行っている。
 - ア 地域包括診療加算
 - イ 地域包括診療料
 - ウ 小児かかりつけ診療料
 - エ 在宅時医学総合管理料 (在宅療養支援診療所又は在宅療養支援病院に限る)
 - オ 施設入居時等医学総合管理料 (在宅療養支援診療所又は在宅療養支援病院に限る)
- ・ 地域において包括的な診療を担う医療機関であることについて、当該保険医療機関の見やすい場所及びホームページ等に掲示する等の取組を行っていること。
- ・ **健康保険法第六十八条の二第一項の規定により三年以内の期限が付された同法第六十三条第三項第一号の指定を受けた診療所以外の保険医療機関であること。**
- ・ **「医療機関(災害拠点病院以外)における災害対応のための BCP 作成の手引き」等を参考に、医療機関の実情に応じて、業務継続計画を策定し、当該計画に従い必要な措置を講じること。また、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うこと。**
- ・ **外来データ提出加算、在宅データ提出加算の届出**を行っていることが望ましい。

在宅療養支援診療所・病院の見直し③

業務継続計画の策定

- 災害時における在宅患者への診療体制を確保する観点から、在宅療養支援診療所・病院の要件に、業務継続計画の策定及び定期的な見直しを行うことを追加する。

現行

【在宅療養支援診療所・病院】
【施設基準】
(新設)



改定後

【在宅療養支援診療所・病院】
【施設基準】
「BCP策定の手引き」(厚生労働省在宅医療の災害時における医療提供体制強化支援事業専門家委員会作成)等を参考に、当該保険医療機関の実情に応じて、災害等の発生時において、当該保険医療機関において在宅医療の提供を行う患者に対する医療の提供を継続的に実施することを目指すこと、非常時の体制で早期の業務再開を図ること及び患者と職員の安全を確保すること等を目的とした計画(以下この項において「業務継続計画」という。)を策定し、当該計画に従い必要な措置を講じること。また、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うこと。

看取り数等の報告要件の削除

- 業務の簡素化を図る観点から、看取り数等の報告に係る要件を削除する。

現行

【在宅療養支援診療所・病院】
【施設基準】

年に1回、在宅看取り数及び地域ケア会議等への出席状況等を別添2の様式11の3を用いて、地方厚生(支)局長に報告していること。



改定後

【在宅療養支援診療所・病院】
【施設基準】
(削除)

第10期介護保険事業（支援）計画（案）における対応

< 基本指針の構成 >

第一 基本的事項	見直しの方針案
ー 2040年に向けた地域包括ケアシステムの深化と地域共生社会の実現 10 その他介護保険事業の円滑な実施を確保するために必要な事項 （五）災害・感染症対策に係る体制整備	・ <u>災害発生時に様々な応急対策活動の拠点として機能することが見込まれる介護施設等について、平時から状況把握に努めるとともに、緊密に連携することの重要性について記載。</u> ・ <u>介護施設等における防災・減災対策を推進するための計画的かつ着実な施設及び設備等の必要な整備を支援することについて記載。</u> ・ 市町村による支援・連携のもと地域包括支援センターとしての業務継続に向けた計画等を策定し、平時からの業務整理、地域における関係構築、訓練の実施等に活かすことについて記載。

第二 市町村計画)	第三 都道府県計画	見直しの方針案
三 市町村介護保険事業計画の任意記載事項 10 災害に対する備えの検討	三 都道府県介護保険事業支援計画の任意記載事項 8 災害に対する備えの検討	◎ <u>災害発生時に様々な応急対策活動の拠点として機能することが見込まれる介護施設等について、平時から状況把握に努めるとともに、緊密に連携することの重要性について記載。</u> ◎ <u>介護施設等における防災・減災対策の一層の推進について記載。</u> ◎ 市町村による支援・連携のもと地域包括支援センターとしての業務継続に向けた計画等を策定し、平時からの業務整理、地域における関係構築、訓練の実施等に活かすこと、都道府県による平時からの支援やネットワークづくりの重要性について記載。

1. 災害時等における業務継続の取組の強化等の概況



2. 令和6年度介護報酬改定の内容

3. 関連する各種意見・サービス提供等の状況

4. 現状と課題及び論点

1. (5) ④ 業務継続計画未策定事業所に対する減算の導入

概要

【全サービス（居宅療養管理指導★、特定福祉用具販売★を除く）】

- 感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスを継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続に向けた計画の策定の徹底を求める観点から、感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合、基本報酬を減算する。【告示改正】

単位数

<改定前>
なし



<改定後>

業務継続計画未実施減算

施設・居住系サービス

所定単位数の100分の3に相当する単位数を減算（新設）

その他のサービス

所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算（新設）

※ 平成18年度に施設・居住系サービスに身体拘束廃止未実施減算を導入した際は、5単位/日減算であったが、各サービス毎に基本サービス費や算定方式が異なることを踏まえ、定率で設定。なお、その他サービスは、所定単位数から平均して7単位程度/（日・回）の減算となる。

算定要件等

- 以下の基準に適合していない場合（新設）
 - ・ 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定すること
 - ・ 当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること
- ※ 令和7年3月31日までの間、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、減算を適用しない。訪問系サービス、福祉用具貸与、居宅介護支援については、令和7年3月31日までの間、減算を適用しない。
- 1年間の経過措置期間中に全ての事業所で計画が策定されるよう、事業所間の連携により計画策定を行って差し支えない旨を周知することも含め、小規模事業所の計画策定支援に引き続き取り組むほか、介護サービス情報公表システムに登録すべき事項に業務継続計画に関する取組状況を追加する等、事業所への働きかけを強化する。また、県別の計画策定状況を公表し、指定権者による取組を促すとともに、業務継続計画を策定済みの施設・事業所についても、地域の特性に合わせた実効的な内容となるよう、指定権者による継続的な指導を求める。

5. ④ 居宅療養管理指導における高齢者虐待防止措置及び 業務継続計画の策定等に係る経過措置期間の延長

概要

【居宅療養管理指導★】

- 居宅療養管理指導について、事業所のほとんどがみなし指定であることや、体制整備に関する更なる周知の必要性等を踏まえ、令和6年3月31日までとされている以下の義務付けに係る経過措置期間を3年間延長する。

【省令改正】

- ア 虐待の発生又はその再発を防止するための措置
- イ 業務継続計画の策定等

1. 災害時等における業務継続の取組の強化等の概況

2. 令和6年度介護報酬改定の内容



3. 関連する各種意見・サービス提供等の状況

4. 現状と課題及び論点

災害時等における業務継続の取組の強化等に関連する各種意見

令和 6 年度介護報酬改定に関する審議報告（令和 5 年12月19日社会保障審議会介護給付費分科会）（抄）

【感染症や災害への対応力向上】

- 小規模事業所を含む全ての介護サービス事業所において、業務継続計画が早期に策定されるよう、既存の調査も活用しつつ、計画の策定状況を毎年度調査し、周知及び必要な支援に取り組むべきである。また、研修や訓練（シミュレーション）の実施状況に加え、訓練の実施に当たっての地域住民との連携状況についても毎年度調査を行うとともに、住民を含めた地域全体での取組を促すため、好事例の横展開等の対応を検討していくべきである。

業務継続計画未策定減算の算定状況（サービス別）

サービス	請求 事業所数	減算算定 事業所数	減算算定 事業所割合
訪問介護	35,382	0	0.00%
訪問入浴介護	1,532	0	0.00%
訪問看護	17,466	0	0.00%
訪問リハビリテーション	5,770	0	0.00%
通所介護	24,316	23	0.09%
通所リハビリテーション	7,651	49	0.64%
短期入所生活介護	10,633	0	0.00%
短期入所療養介護（介護老人保健施設）	3,439	0	0.00%
短期入所療養介護（病院・診療所）	62	1	1.61%
短期入所療養介護（介護医療院）	98	0	0.00%
特定施設入居者生活介護	6,074	4	0.07%
福祉用具貸与	6,976	0	0.00%
居宅介護支援	35,629	0	0.00%
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1,448	0	0.00%
夜間対応型訪問介護	184	0	0.00%
地域密着型通所介護	17,888	57	0.32%
認知症対応型通所介護	2,647	1	0.04%
小規模多機能型居宅介護	5,253	6	0.11%
認知症対応型共同生活介護	14,169	9	0.06%
地域密着型特定施設入居者生活介護	369	0	0.00%
地域密着型介護老人福祉施設	2,570	0	0.00%
看護小規模多機能型居宅介護	1,153	1	0.09%

サービス	請求 事業所数	減算算定 事業所数	減算算定 事業所割合
介護老人福祉施設	8,570	0	0.00%
介護老人保健施設	4,102	1	0.02%
介護医療院	932	2	0.21%
介護予防訪問入浴介護	222	0	0.00%
介護予防訪問看護	13,815	0	0.00%
介護予防訪問リハビリテーション	4,214	0	0.00%
介護予防通所リハビリテーション	7,478	53	0.71%
介護予防短期入所生活介護	4,181	0	0.00%
介護予防短期入所療養介護（介護老人保健施設）	569	0	0.00%
介護予防短期入所療養介護（病院・診療所）	7	0	0.00%
介護予防短期入所療養介護（介護医療院）	9	0	0.00%
介護予防特定施設入居者生活介護	4,701	3	0.06%
介護予防福祉用具貸与	6,466	0	0.00%
介護予防支援	7,663	0	0.00%
介護予防認知症対応型通所介護	407	0	0.00%
介護予防小規模多機能型居宅介護	3,708	4	0.11%
介護予防認知症対応型共同生活介護	963	1	0.10%
サービス全体計	268,716	215	0.08%

< 居宅療養管理指導の業務継続計画（BCP）の策定状況（事業所調査） >

自然災害BCP	感染症BCP
82.7%	85.2%

n=81

【出典】令和7年度老人保健健康増進等事業「BCP及び非常災害対策計画における実効性の確保と地域住民との連携促進に関する調査研究事業」報告書（一般財団法人日本総合研究所）

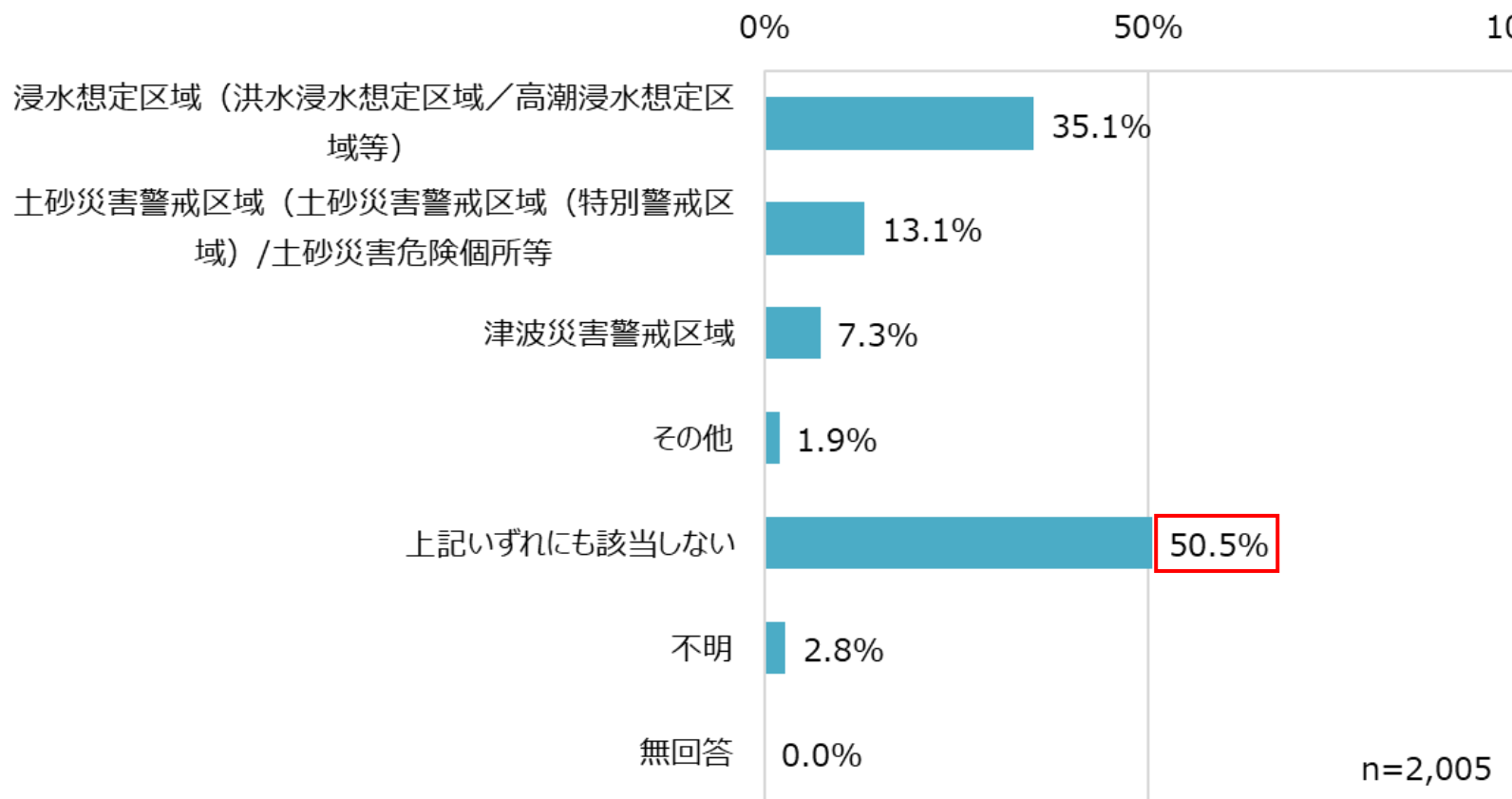
【出典】介護保険総合データベースの任意集計（令和7年11月サービス提供分）

介護施設・事業所の立地状況（ハザードエリアの該当状況）

- 介護施設・事業所の立地状況をみると、「浸水想定区域」が35.1%、「土砂災害警戒区域」が13.1%、「津波災害警戒区域」が7.3%、「いずれにも該当しない」が50.5%となっており、約5割の施設・事業所がいずれかのハザードエリアに該当している。

<介護施設等の立地状況（事業所調査）>

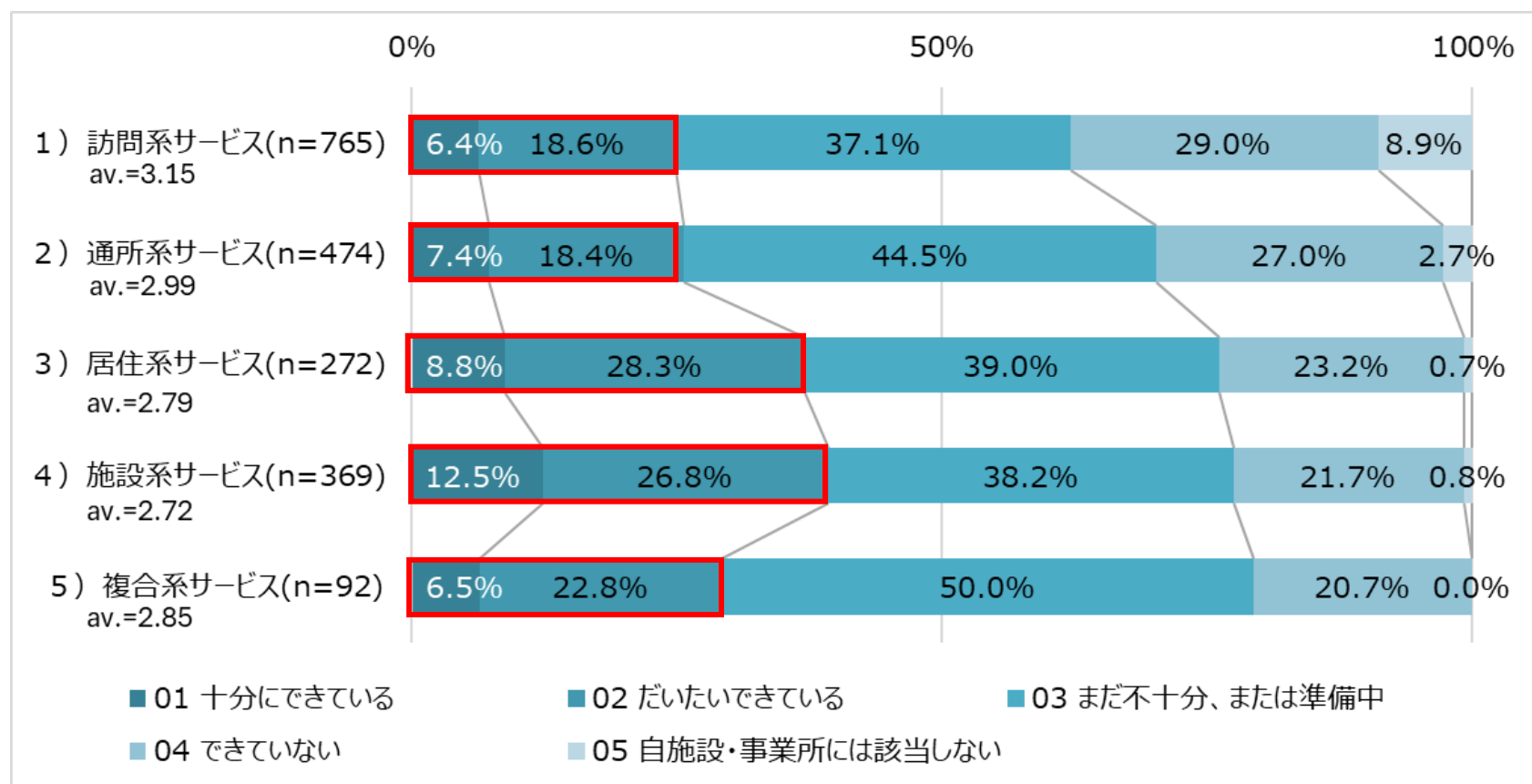
（複数回答）



業務継続計画（BCP）における連携体制の構築状況

○ 緊急時の対応として、近隣の法人や所属団体を通じた協力関係の計画や重要なものは協定が締結されているかについて、「十分にできている」・「だいたいできている」と回答した割合は、施設系サービスが**39.3%**で最も高かった。訪問系サービスおよび通所系サービスは、「十分にできている」・「だいたいできている」と回答した割合がそれぞれ25.0%、25.8%にとどまっている。

<近隣の法人や所属団体を通じた協力関係が計画され、重要なものは協定が締結されているか>



福祉避難所の指定・協定等の締結状況

○ 福祉避難所の指定・協定等の状況をみると、施設系サービスでは、約 8 割が福祉避難所の指定等であったり、指定等はされていないものの避難の受入れ想定を行っている。

<福祉避難所の指定等の状況（施設系・居住系）>

（複数回答）（n=608）

福祉避難所の指定や協定等の締結状況	指定福祉避難所 （災害対策基本法に基づく）	市町村との協定等 に基づく福祉避難所	福祉避難スペース （災害対策基本法に基づく）	福祉避難所に指定・協定等はないものの、避難の受入れ想定を行っている	福祉避難所に指定されておらず、避難の受入れ予定はない
施設系(n=370)	15.9%	51.4%	3.8%	16.5%	19.7%
地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護(n=49)	14.3%	34.7%	2.0%	30.6%	24.5%
介護老人福祉施設(n=182)	18.1%	65.9%	2.7%	13.2%	9.3%
介護老人保健施設(n=115)	15.7%	42.6%	6.1%	15.7%	26.1%
介護医療院(n=24)	4.2%	16.7%	4.2%	16.7%	58.3%
居住系(n=238)	11.7%	17.9%	5.1%	19.7%	35.0%
特定施設入居者生活介護(n=55)	12.7%	21.8%	9.1%	34.5%	30.9%
認知症対応型共同生活介護(n=144)	13.2%	19.4%	6.3%	20.1%	41.0%
地域密着型特定施設入居者生活介護(n=39)	15.4%	23.1%	0.0%	15.4%	51.3%
計	15.2%	38.2%	4.3%	19.3%	28.4%

介護施設・事業所における自然災害への備えに関する行政による取組状況

- 自然災害対策に関する行政による取組状況について、介護事業所等からの回答は、「特になし」の割合が最も高かった。
- 自治体からの回答では、市区町村・都道府県のいずれも「介護事業所等に対する防災啓発活動」の割合が最も高かった。

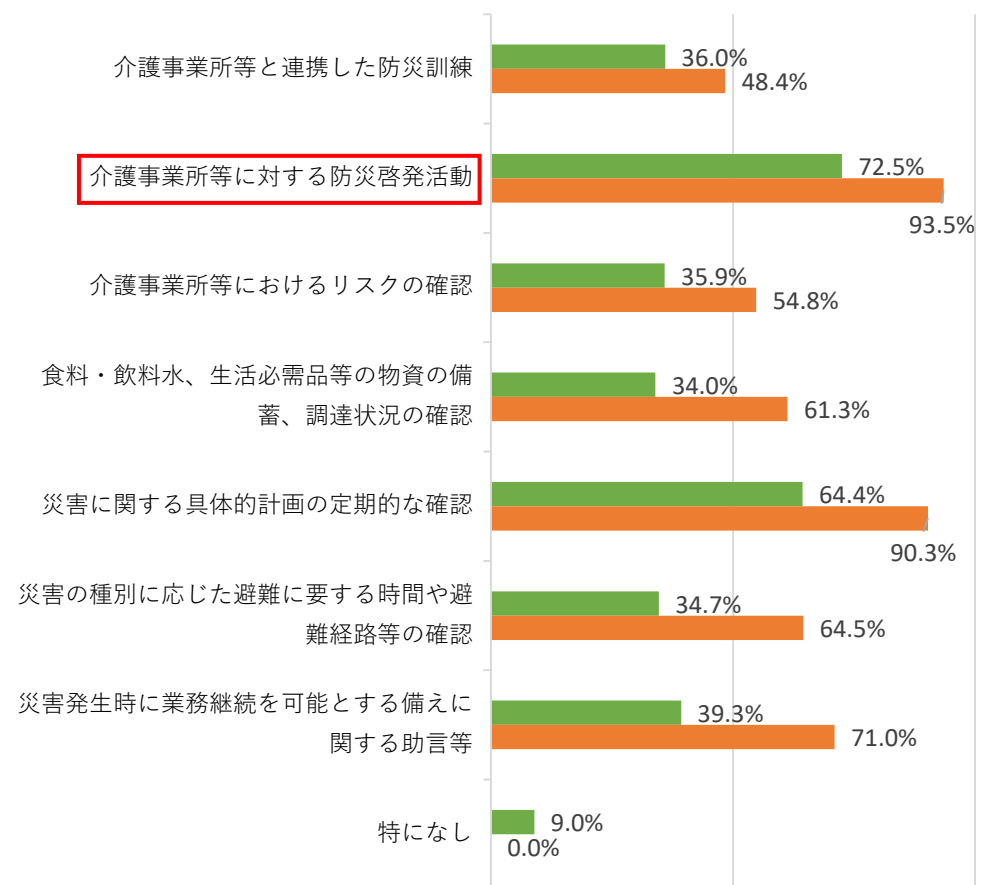
<事業所からの回答>

■ 事業所 (n=2,005)



<自治体からの回答>

■ 市町村 (n=597) ■ 都道府県 (n=31)

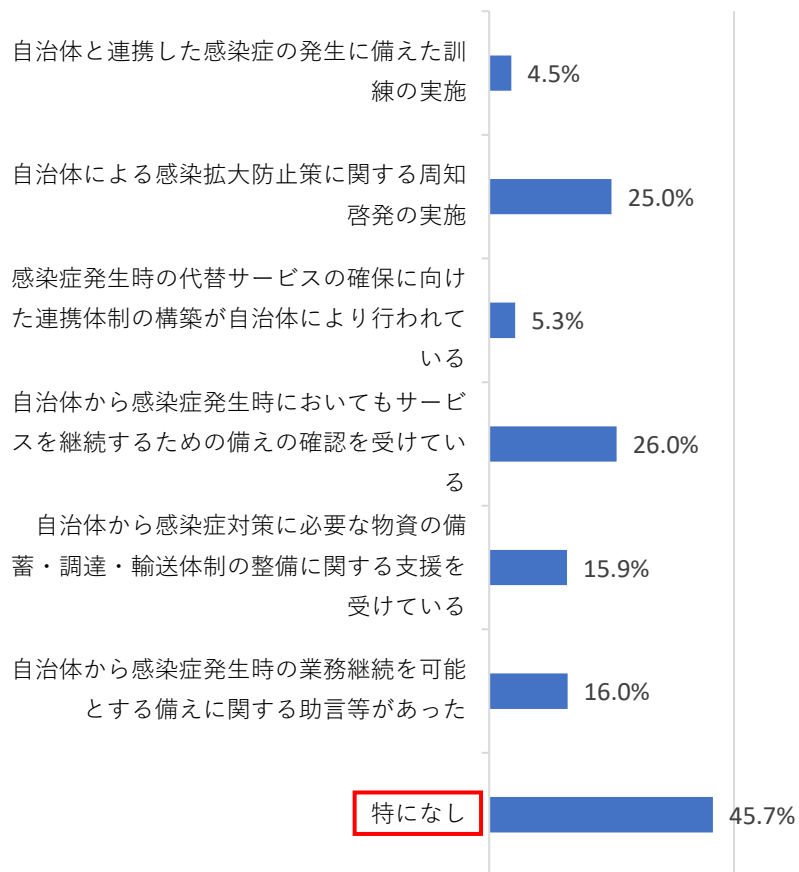


介護施設・事業所における感染症への備えに関する行政による取組状況

- 感染症対策に関する行政による取組状況について、介護事業所等からの回答は、「特になし」の割合が最も高かった。
- 自治体からの回答では、市区町村・都道府県のいずれも「感染拡大防止策の周知啓発」の割合が最も高かった。

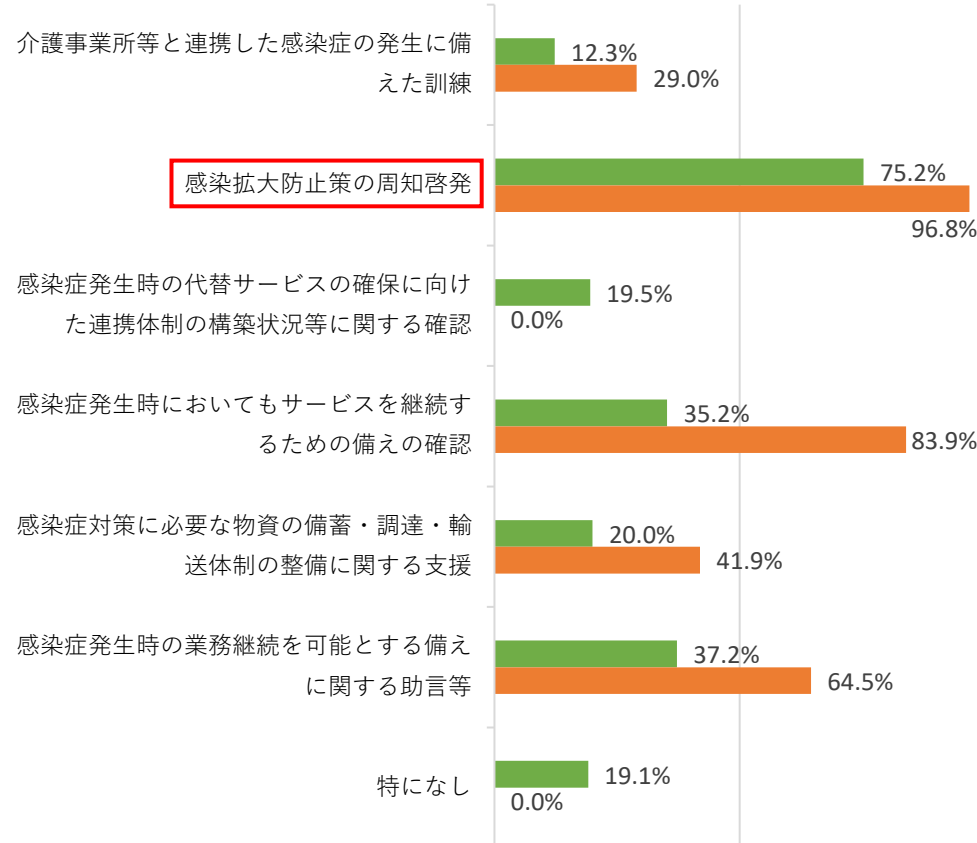
<事業所からの回答>

■ 事業所 (n=2,005)



<自治体からの回答>

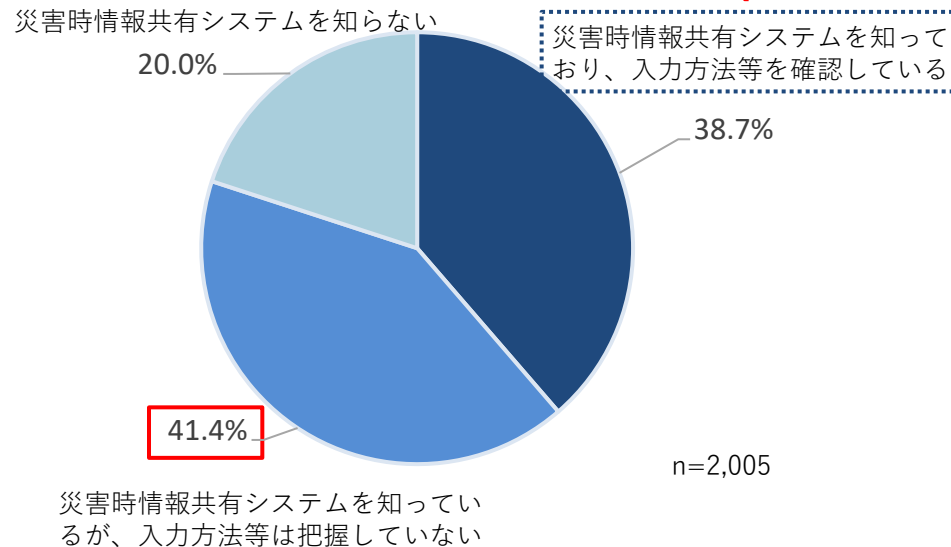
■ 市町村 (n=597) ■ 都道府県 (n=31)



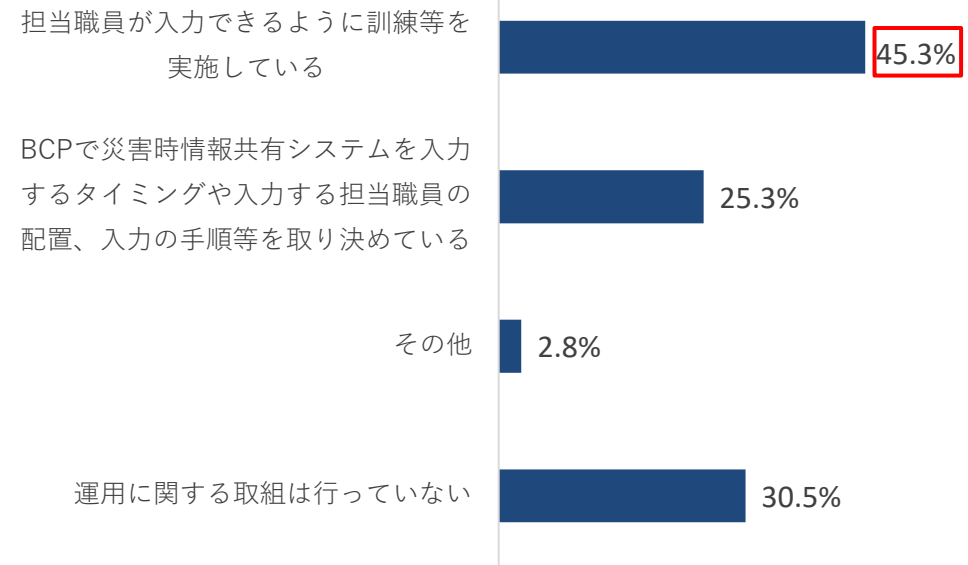
災害時情報共有システムの活用状況

- 災害時情報共有システムの認知状況について、「災害時情報共有システムを知っているが、入力方法等は把握していない」が41.4%と最も高くなっている。
- また、「災害時情報共有システムを知っており、入力方法等を確認している」と回答のあった事業所における取組状況は、「担当職員が入力できるように訓練等を実施している」が45.3%となっている。

<災害時情報共有システムの認知状況>



<災害時情報共有システムの取組状況>



※災害時情報共有システムの認知状況について、「災害時情報共有システムを知っており、入力方法等を確認している」と回答した事業者の回答

1. 災害時等における業務継続の取組の強化等の概況
2. 令和6年度介護報酬改定の内容
3. 関連する各種意見・サービス提供等の状況



4. 現状と課題及び論点

災害時等における業務継続の取組の強化等の現状と課題

現状と課題

- 介護サービスは、利用者やその家族の生活を継続する上で欠かせないものであり、災害や感染症が発生した場合であっても、利用者に対し必要なサービスが安定的・継続的に提供可能な体制を確保するため、これまで、介護報酬や運営基準等による対応のほか、予算事業による対応等を組み合わせ、ソフト・ハードの両面で総合的に取組を進めてきたところ。
- 他方、近年の災害の激甚化・頻発化に加え、南海トラフ地震・首都直下地震等の大規模災害が予見される中、介護施設等は、地域における介護サービスの提供のみならず、災害時における要介護高齢者等の避難の受入や福祉的支援の提供を担っており、地域の高齢者等の生命・安全を守る観点からも、今後、その機能を一層向上していくことが重要である。
- 災害時等の業務継続計画（BCP）については、令和3年度改定において、3年間の経過措置期間を経て、策定の義務化を行うとともに、令和6年度改定において、BCP策定の徹底を図る観点から、業務継続計画未策定減算を導入したところ。令和7年度時点で、ほぼすべての介護事業所等においてBCPが策定されており、居宅療養管理指導についても回答事業所数に留意が必要ではあるものの、策定率は8割を超えている。
- 一方で、BCPの実効性を高めるためには、行政や他の介護施設等との平時からの連携が重要と考えられるが、近隣の法人や所属団体を通じた協力関係の計画など連携体制の構築は、施設系サービスでも約6割が不十分・できていないという状況にあり、また、市区町村においても介護事業所等に対して、業務継続を可能とする備えに関する助言等を約6割が行っていない状況にあり、平時における行政や近隣の法人等の連携体制の整備が課題となっている。
- また、災害発生時には、介護施設等は、災害時情報共有システムにおいて、施設等の被害状況を入力し、国や自治体が把握することとしているが、災害時情報共有システムを知らない施設等が2割あり、運用に関する取組を行っていない施設等も3割あるなど、十分な活用が進んでおらず、介護施設等と行政との連携による発災後のタイムリーな情報共有が課題となっている。
- 災害や感染症発生時以外の国際情勢の急激な変化等による物資の供給が不安定となった場合等においても、BCPにおいて感染症対策物資等の備蓄品の整理をしておくことは、サービス提供体制の確保に有効であり、こうした点も踏まえた検討が必要である。

災害時等における業務継続の取組の強化等の現状と課題

論点

- 介護事業所等において、災害や感染症が発生した場合であっても利用者に必要な業務継続を図り、想定される災害リスク等に対して、実効性のある対応や機能向上を図っていくための方策、特に災害対策基本法等の改正などを踏まえた災害発生時に備えた平時からの行政や他の介護施設等との連携による体制整備を促進するための方策についてどのように考えるか。
- 災害発生時において、介護施設等の被災状況を速やかかつ適確に把握し、行政における必要な支援を検討・実施するために、介護施設等と行政とのタイムリーな情報共有の方策についてどのように考えるか。
- 業務継続計画の策定等の措置について、現在の取組状況や社会福祉施設等における災害発生時の様々な応急対策活動の拠点としての機能が求められていること等を踏まえ、報酬上の措置のあり方や経過措置が設けられているサービスの取扱いについてどう考えるか。